

民事訴訟法

(問題)

2016年度

注意事項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確にていねいに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

解答は『解答用紙（F）』を使用してください

問題（60点）

Xは、その所有する建物（以下「本件建物」という。）をAに賃貸していたが、Aが本件建物をXに無断でZに使用させていたとして、Aとの賃貸借契約を解除し、Zに対して、Aとの賃貸借契約終了に基づく建物明渡請求訴訟（前訴）を提起したところ、裁判所は、本件建物のZによる使用をXが承諾していたと認定して、Xの請求を棄却する判決をし、この判決は確定した。その後、Xは、Zに対して、本件建物の所有権に基づく建物明渡請求訴訟（後訴）を提起した。

この場合において、裁判所は後訴をどのように処理すべきかにつき、訴訟物に関する考え方の対立に言及しつつ論じなさい。

〔以下余白〕